

東松山市商店街空き店舗対策事業補助金 申請チェックリスト

申請者名:

ご記入日 年 月 日

◆当てはまる項目に✓をお願いします。	
1. 事業内容の確認	
①開業する業種は次のいずれかに該当する。 【 市確認 <input type="checkbox"/> 】	
<input type="checkbox"/> (1) 飲食料品小売業	
<input type="checkbox"/> (2) 飲食店(酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ以外)	
<input type="checkbox"/> (3) 持ち帰り、配達飲食サービス業	
<input type="checkbox"/> (4) 商店街団体等がコミュニティ施設等を運営する事業	
<input type="checkbox"/> (5) 商店街の集客やイメージアップに寄与すると認められる事業	
<input type="checkbox"/> (6) 特定創業支援等事業に関する証明を受けた創業者が行う事業	
②開業する事業は次の条件に すべて 該当する。 【 市確認 <input type="checkbox"/> 】	
<input type="checkbox"/> (1) 昼間に営業する。 ※昼間の営業とは:概ね11時~14時を含む時間帯で週4日以上営業していることをさす。	
<input type="checkbox"/> (2) 2年以上継続して営業する。	
<input type="checkbox"/> (3) 店舗の1階部分で営業する。(※特定創業は1階以外でも可)	
<input type="checkbox"/> (4) フランチャイズ(中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第4条第5項に規定する連鎖化事業)ではない。	
<input type="checkbox"/> (5) 国、県及び市が実施する他の助成制度の対象となる事業ではない。	
<input type="checkbox"/> (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及びその他の法令に違反する事業ではない。	
2. 空き店舗の確認	
①空き店舗は次の条件に すべて 該当する。 【 市確認 <input type="checkbox"/> 】	
<input type="checkbox"/> (1) 空き店舗が、都市機能誘導区域内にあり2年以上営業可能な場所 [※] である。 <small>※道路拡幅のための買収等が予定されている場所は都市機能誘導区域内にあっても補助対象外となります。</small>	
<input type="checkbox"/> (2) 都市機能誘導区域内の店舗等を空き店舗にして移転するものではない。	
<input type="checkbox"/> (3) 空き店舗は、過去に店舗又は事務所として使われていたもので、現在は使われていない。	
<input type="checkbox"/> (4) 空き店舗は、入口(駐車場を含む)が道路又は歩道に接している。	
<input type="checkbox"/> (5) 空き店舗は、住居を有していない、又は、住居と店舗が明確に区分できる(賃料を別にできる)。	
<input type="checkbox"/> (6) ひとつの建物で、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超える小売店舗ではない。	
3. 補助対象者の確認	
①申請者は次のいずれかに該当する。 【 市確認 <input type="checkbox"/> 】	
<input type="checkbox"/> (1) 新たに商業等を営もうとするものである。※申請者が商店街団体等の場合は補助対象団体を確認する必要があります。	
<input type="checkbox"/> (2) 既に商業等を営んでおり、2店舗目以降の出店である。	
②申請者は次の条件に すべて 該当する。 【 市確認 <input type="checkbox"/> 】	
<input type="checkbox"/> (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する事業ではない。	
<input type="checkbox"/> (2) 暴力団員(東松山市暴力団排除条例(平成24年東松山市条例第19号)第2条第1項に規定する暴力団員をいう)及び暴力団関係者(同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。)ではない。	
<input type="checkbox"/> (3) 空き店舗所有者は申請者本人ではない。	
<input type="checkbox"/> (4) 空き店舗所有者は申請者と生計を同一とするものではない。	
<input type="checkbox"/> (5) 空き店舗所有者は申請者の2親等以内の親族又はこれらの親族が所属する法人その他の団体ではない。	
<input type="checkbox"/> (6) 市税等を滞納していない。	
<input type="checkbox"/> (7) これまでに本補助金の交付を受けたことがない。	
4. 改修工事対象の確認(改修費の補助を希望する場合のみ回答)	
①空き店舗の改修工事は、次の条件に すべて 該当する。 【 市確認 <input type="checkbox"/> 】	
<input type="checkbox"/> (1) 改修内容は、外装、内装、設備等の工事である。※店舗に附属しない独立看板等は補助対象外となります。	
<input type="checkbox"/> (2) 施工業者は市内に住所又は事務所を有する業者である。※市外業者が施工する部分は補助対象外となります。	
5. その他の確認	
①次の条件に すべて 該当する。 【 市確認 <input type="checkbox"/> 】	
<input type="checkbox"/> (1) 開業後は出店地域を管轄する商店会又は商工会に加入する。	
<input type="checkbox"/> (2) 地元商店会等が実施する事業に積極的に協力するよう努める。	
<input type="checkbox"/> (3) 交付決定前に事業を開始していない。※交付が決定する前に家賃支払いや改修工事を実施した場合は補助できません。	